

## 「2021年度後期分高等教育修学支援新制度による授業料減免申請要領」

日本学生支援機構給付奨学生は、採用された区分に応じて授業料が減免されます（第Ⅰ区分＝授業料全額免除・第Ⅱ区分＝授業料2/3免除・第Ⅲ区分＝授業料1/3免除）。2021年後期も授業料の減免継続を希望する学生は、**A様式2**を愛媛大学ホームページからダウンロードし、**A4印刷**して以下の提出期間に必ず提出してください。

なお、日本学生支援機構給付奨学金を新規申請される方は**A様式1**の申請になります。

## (注意事項)

- 2021年後期に給付奨学金の受給資格があることが前提となります。家計審査及び学力審査の結果、給付奨学生としての基準を満たさない場合は、高等教育修学支援新制度の授業料減免を受けることはできません。現在家計の見直し審査で「区分外」となっている方は、見直し審査で変更となる場合がありますので、必ず提出しておいてください。（学力審査で「廃止」となった者は提出不要です。なお、今後の授業料減免は受けられません。）
- このたび新規で高等教育修学支援新制度の給付奨学金を申請する方はA様式1の提出が必要です。
- 期限までに提出がない場合、授業料減免の認定が受けられなくなります。
- 【任意】2019年度以前入学の学部生は経過措置申請が可能です。申請を希望される方は申請要領を確認し、書類を揃えて期限までに提出してください。（前期（年間）申請していない方対象）
- 申請書は、**窓口または郵送**で受付します。窓口に提出する場合は、以下6の受付期間内に持参してください。郵送の場合下記宛先に**レターパックライト**で送付してください。

送付先 〒790-8577 松山市文京町3番  
愛媛大学 教育学生支援部 学生生活支援課 授業料免除担当  
※レターパックライトの品名欄に「A様式在中」と記入してください。  
※9月30日（木）必着

## 6. 申請書の提出受付期間等

受付日	受付時間	受付場所
8月2日（月）～9月30日（木） 土日祝日及び8/12・13・16は除く	8:30～11:30 13:30～16:30 厳守	学生生活支援課授業料免除窓口 （図書館1階西）

※ 窓口の場合は、**9月30日（木）16:30厳守**になります。

※ 郵送の場合は、**9月30日（木）必着**で送付してください。

注) 医学部及び農学部の学生は、当該学部等の指定する日に提出してください。